

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

## Research and Legislative Reference Bureau National Diet Library

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 論題<br>Title                      | SNS における個人情報の不正利用—ケンブリッジ・アナリティカ事件—   |
| 他言語論題<br>Title in other language | Wrongful Use of Personal Information in SNS: The Case of Cambridge Analytica |
| 著者 / 所属<br>Author(s)             | 川西 晶大 (KAWANISHI Akihiro) / 国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務課長                           |
| 書名<br>Title of Book              | ソーシャルメディアの動向と課題：科学技術に関する調査プロジェクト報告書 (Trends and Issues of Social Media)      |
| シリーズ<br>Series                   | 調査資料 2019-5 (Research Materials 2019-5)                                      |
| 編集<br>Editor                     | 国立国会図書館 調査及び立法考査局  |
| 発行<br>Publisher                  | 国立国会図書館  |
| 刊行日<br>Issue Date                | 2020-03-31   |
| ページ<br>Pages                     | 57-71  |
| ISBN                             | 978-4-87582-858-7  |
| 本文の言語<br>Language                | 日本語 (Japanese)   |
| キーワード<br>keywords                | 個人情報保護、プライバシー、プロファイリング、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、SNS                               |
| 摘要<br>Abstract                   | 2018年3月に報じられたケンブリッジ・アナリティカ事件について、米英の行政機関による措置と、同事件に関する個人情報保護の論点を論じる。         |

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# SNS における個人情報の不正利用 —ケンブリッジ・アナリティカ事件—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
行政法務課長 川西 晶大

## 目 次

はじめに

### I 事件の概要

- 1 ケンブリッジ・アナリティカ事件
- 2 その他の Facebook 社の行為

### II 各国の対応

- 1 米国
- 2 英国

### III 論点

- 1 利用条件の提示と同意の取得
- 2 プロファイリングと推論されたデータの扱い

おわりに

## 【要 旨】

2018年3月に、Facebookに登録された個人情報が不正利用されていたことが報じられた。この事件は、Facebookに登録されたアプリケーションを利用して、Facebook利用者及びその「友達」のプロフィールや「いいね」のデータが収集・分析されたものである。この事件に対して、米英の個人情報当局がそれぞれの法制度に基づき法執行を行っている。

この事件においては、個人情報の利用範囲について適切な情報提供がなされ、利用者から有効な同意を得ていたかどうか論点となっている。また、データ処理により生成されたデータ、アルゴリズム等の取扱いが一つの課題となっている。

## はじめに

2018年3月、Facebookに登録された個人情報が米国大統領選の選挙運動などに不正に利用されていたことが広く報じられた<sup>(1)</sup>。不正に利用された個人情報は、最初は5000万件とされていたが、その後、8700万件に上ることが判明した<sup>(2)</sup>。不正に利用されたのは、主に米国民の個人情報であったが、この利用に関与したケンブリッジ・アナリティカ（Cambridge Analytica: CA）社は、英国におけるEU離脱を問う国民投票の選挙運動に関与していたと2017年に報じられていたことから<sup>(3)</sup>、特に米国及び英国の両国において大きな問題として扱われた。

本稿は、この事件について、個人情報保護の観点から両国の行政機関がどのような対応を行ったかを概観し、両国の対応においてポイントとなった個人情報の取得・利用に係る「同意」の在り方、及び個人情報が分析されることに関して生じ得る「プロファイリング」の規制について、日本と両国の対応を比較することにより、ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」）を始めとするインターネットサービスに関する個人情報保護の今後について若干の示唆を得ることを目的とする<sup>(4)</sup>。

## I 事件の概要

### 1 ケンブリッジ・アナリティカ事件

米国の連邦取引委員会（Federal Trade Commission: FTC）が2019年7月22日に発出したCA社に対する申立て（complaint）<sup>(5)</sup>及び英国の情報コミッショナー（Information Commissioner）<sup>(6)</sup>が

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和2（2020）年2月5日である。

- (1) Carole Cadwalladr and Emma Graham-Harrison, “Revealed: 50 million Facebook profiles harvested for Cambridge Analytica in major data breach,” *Observer*, 2018.3.17; Matthew Rosenberg et al., “How Trump Consultants Exploited the Facebook Data of Millions,” *New York Times*, 2018.3.17.
- (2) Cecilia Kang and Sheera Frankel, “Facebook Says Cambridge Analytica Harvested Data of Up to 87 Million Users,” *New York Times*, 2018.4.4.
- (3) Information Commissioner’s Office, *Investigation into the use of data analytics in political campaigns: A report to Parliament*, 6 November 2018, p.14. <<https://ico.org.uk/media/action-weve-taken/2260271/investigation-into-the-use-of-data-analytics-in-political-campaigns-final-20181105.pdf>>; Carole Cadwalladr, “Revealed: how US billionaire helped to back Brexit,” *Observer*, 2017.2.26.
- (4) なお、本事件とプライバシーの関係に関する主な先行研究として、宮下紘「政治のプライバシーとプライバシーの政治」『世界』921号, 2019.6, pp.133-141がある。
- (5) Federal Trade Commission, “Complaint, In the matter of Cambridge Analytica, LLC, a corporation, Docket No. 9383,” 22 July 2019. <[https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/182\\_3107\\_cambridge\\_analytica\\_administrative\\_complaint\\_7-24-19.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/182_3107_cambridge_analytica_administrative_complaint_7-24-19.pdf)>
- (6) 情報コミッショナーは、2018年データ保護法（Data Protection Act 2018 (c.12)）第114条により設置される職である。国王により任命され、同法に規定する監督権限を有する。詳細はII 2(1)参照。

2018年10月24日に発出したFacebook社に対する制裁金通知(monetary penalty notice)<sup>(7)</sup>によると、事件の経緯は次のとおりである。なお、情報コミッショナーの制裁金通知への不服申立に係るFacebook社と情報コミッショナーとの和解において、Facebook社は、制裁金通知に関連する責任を受け入れないこととされている(II 2(2)及び(3)参照)。

CA社は、2013年12月に米国のデラウェア州法に基づき設立された、有権者のプロファイリング及びマーケティングを提供するデータ分析・コンサルティング会社である。CA社は、英国の会社であるSCLエレクトションズ(SCL Elections)社に保有されているが、両社はこの事件に関する期間中、共通の事業、所有者、役員及び従業員を有しており、例えば、CA社の最高経営責任者であるアレクサンダー・ジェームズ・アシュバーナー・ニクス(Alexander James Ashburner Nix)氏はSCLエレクトションズ社の部長でもあった。

2013年の暮れから2014年の初めにかけて、SCLエレクトションズ社とCA社は、Facebookのプロフィール情報、とりわけ「いいね」<sup>(8)</sup>の情報を用いて個人の性格特性を予測できるとするケンブリッジ大学計量心理学センターの研究者が行った研究に着目した。CA社は投票者のプロファイリング、マイクロ・ターゲティング<sup>(9)</sup>などを米国の選挙運動に提供しようとしていたところであったので、SCLエレクトションズ社の代表者が同センターの研究者と2014年に接触し、この研究を商業化するための関係構築について議論した。研究者の中の一人であるアレクサンドル・コーガン(Aleksandr Kogan)氏は、以前Facebook社と共同研究をしており、また、既にFacebook上に利用者及びその「友達」<sup>(10)</sup>のプロフィールデータを収集することが可能なアプリケーションを登録していた。コーガン氏は、同年5月にグローバル・サイエンス・リサーチ(Global Science Research: GSR)社を設立して、同年6月にはGSR社とSCLエレクトションズ社との間で合意が結ばれるに至った。この際に、Facebookに登録していたアプリケーションを合意の目的に合うように改修し、名称を「GSRApp」に改めた。

この合意では、GSR社が米国の11州におけるGSRApp利用者とその「友達」のFacebookに掲載されているプロフィールデータを収集し、彼らの個人スコアを生成し、これらのデータをSCLエレクトションズ社から提供される有権者の記録と照合することとされていた。また、GSR社は、収集した元データを保有し、SCLエレクトションズ社にデータへのアクセスと個人スコアの利用を許諾することとされていた。SCLエレクトションズ社は、CA社との間で、CA社のためにデータを収集すること、有権者リストを構築すること、有権者の行動や生活をより理解するために調査技術を適用すること等を内容とする業務委託契約を結んでいた。

GSRAppは、調査質問に回答することと、Facebookのプロフィールデータ(「いいね」のデータを含む。)の収集に同意することをその利用者に対して求めるものであった。「いいね」のデー

(7) Information Commissioner, "Data Protection Act 1988, Supervisory Powers of the Information Commissioner Monetary Penalty Notice: To: Facebook Ireland Ltd. and Facebook Inc.," 24 October 2018. <<https://ico.org.uk/media/action-weve-taken/mpns/2260051/r-facebook-mpn-20181024.pdf>>

(8) Facebookへの投稿などに対して、投稿を楽しんだことをコメントなしに示す機能。投稿した者及び投稿を見る者には、誰が「いいね」をしたかが明らかにされる(「Facebookで何かを「いいね!」するのはどういう意味ですか。」Facebookヘルプセンターウェブサイト <<https://ja-jp.facebook.com/help/110920455663362>>)。

(9) 個々の有権者等のデータを分析し、パーソナライズされた広告を配信するなど、集団としての投票行動ではなく特定の有権者の行動をターゲットにする手法(宮下 前掲注(4), p.134)。

(10) Facebookでは、自分とその「友達」の関係は、「友達」の投稿が自分のニュースフィードに表示され、自分の投稿が「友達」のニュースフィードに表示されるという双方向のものである。自分の「友達」の立場から見ると、自分はその「友達」の「友達」である(「友達の追加」Facebookヘルプセンターウェブサイト <[https://ja-jp.facebook.com/help/1540345696275090/?helpref=hc\\_fnav](https://ja-jp.facebook.com/help/1540345696275090/?helpref=hc_fnav)>)。

ただで利用者のパーソナリティが予測できるようにアルゴリズムを構築するために、回答のデータと「いいね」のデータが利用された。CA社、ニクス氏及びコーガン氏は、小規模な試行を行い、Facebookのプロフィールデータが有権者記録と一致することを確認した。この成功を受けて、2014年の夏にGSRAppによる調査が本格的に実施されることになった。調査に回答し、Facebookのプロフィールデータの収集に同意した調査参加者には、数ドルの報酬が支払われた。

GSRAppは、データの収集の許諾条件に「あなたの名前その他の識別可能情報はダウンロードしません」という文言を掲げていた。しかし、実際には個人に紐づけられる永続的かつ一意的な識別子である利用者のFacebookのIDを収集していた。これに加えて、利用者自身については、性別、生年月日、位置（「現在いる都市」）、利用者がタグとして付されている写真、利用者のタイムラインへの投稿、ニュースフィードの投稿、Eメールアドレス、「友達」リスト、公表されているFacebookページへの「いいね」及びFacebook上のメッセージが収集された。なお、Facebook上のメッセージについて、情報コミッショナーの制裁金通知は、メッセージをやり取りした当事者のデータだけが取得されたのではなく、メッセージの内容も取得されたデータに含まれていたことを示唆する証拠があったと述べている<sup>(11)</sup>。「友達」については、Facebook利用者ID、氏名、性別、生年月日、位置（「現在いる都市」）、「友達」がタグに付されている写真及び公表されているFacebookページへの「いいね」が収集された。

このプロジェクトにより、CA社、ニクス氏及びコーガン氏は、25万人から27万人のアプリケーション利用者、また、5000万人から6500万人に及ぶその「友達」からプロフィールデータを収集した。

その後、2015年1月及び2015年4月の2回にわたり、2014年6月の合意の対象である11州を除く米国内の39州を対象とした追加のデータ提供及び分析に関する合意がGSR社とSCLエレクトロニクス社との間で結ばれた。しかし、それ以後の事業については、当事者間での合意に至らなかった。

2015年5月に、Facebook側のシステムの変更に伴い（I 2(1)参照）、GSRAppは、「友達」に関する詳細なデータの収集を終了した。この時点では、Facebook社は収集されたデータの消去を求めなかった。GSRAppは、2015年12月まで稼働し続けていた。

2015年12月にCA社によるFacebookのデータの利用に関する報道<sup>(12)</sup>が行われたことにより、Facebook社は、コーガン氏、CA社及びSCLエレクトロニクス社に対し、保有しているFacebookのデータを削除するよう求めた。コーガン氏とSCLエレクトロニクス社は、Facebook社に対しGSRAppを通じて取得したデータを削除したことを保証したが、他の関係者は、このデータやデータに基づくモデル<sup>(13)</sup>を依然として保有していた。

なお、CA社及びSCLエレクトロニクス社は、2018年5月に倒産手続に入っている。

(11) Information Commissioner, *op.cit.*(7), p.10.

(12) Harry Davies, “Ted Cruz using firm that harvested data on millions of unwitting Facebook users,” *Guardian*, 2015.12.11.

(13) ここでは、機械学習において、データの学習により作成される予測・判断したい結果が高い確率で発生する条件を組み合わせて、結果を判断するロジックのこと（河原弘宜・醍醐勇太「AIモデル作成の基本」2018.12.3.日経XTECHウェブサイト <<https://tech.nikkeibp.co.jp/atcl/nxt/cpbook/18/00013/110900003/>>）。

## 2 その他の Facebook 社の行為

米国司法省及びFTCによる2019年7月24日付けのFacebook社に対する申立て<sup>(14)</sup>等によると、同社に関する事案には、1で述べたもののほか、例えば次のものがある。なお、Facebook社は、上述の申立てに係る訴訟において、訴訟上の合意<sup>(15)</sup>に基づく命令(stipulated order. 以下「同意命令」)<sup>(16)</sup>に合意したが、申立てのうち、同意命令に含まれる決定及び命令以外の部分(同社の行為に関する記述等)については肯定も否定もしていない<sup>(17)</sup>。

### (1) 「友達」データの無許諾利用

Facebook社は、Facebook上のアプリケーションを通じて、アプリケーションを利用しているFacebook利用者の「友達」のデータを、アプリケーション開発者がその「友達」の許諾なく利用できるようにしていた。

Facebook社は、2008年にGraph API<sup>(18)</sup>のバージョン1を発表した。これにより、アプリケーション開発者は、アプリケーションを利用するFacebook利用者の事前の同意を得ることにより、当該Facebook利用者の情報を取得することが可能となった。さらに、この場合、アプリケーション開発者は、当該Facebook利用者の「友達」の情報についても取得することができた。「友達」として情報を取得されないようにするためには、「アプリケーション設定」の画面で設定する必要があったが、情報の公開範囲などについて設定する「プライバシー設定」の画面ではアプリケーション開発者に情報を取得されることは分からないようになっていた。

このアプリケーション開発者によるGraph APIを利用した「友達」の個人データ取得が欺まんの的であるとして、2012年にFTCはFacebook社に同意審決(consent order)を発した(II 1(3)(a)参照)。

2014年までに、Facebook社は、Graph APIをバージョン2に更新した。バージョン2では、アプリケーション開発者による「友達」データへのアクセスを制限した。一方で、Facebook社は開発者に1年間の移行期間を与え、その間は、バージョン2公開前から公開されていたアプリケーションをバージョン1のGraph APIにより稼働することができることとした<sup>(19)</sup>。

なお、GSRAppは、コーガン氏がGraph APIのバージョン1を使用して開発したアプリケーションを改修したものであったので、移行期間が適用され、2014年の夏にも「友達」データへのアクセスが可能であった。

(14) United States District Court for the District of Columbia, “United States of America v. Facebook Inc., Complaint for Civil Penalties, Injunction, and Other Relief,” Case No. 19-cv-2184, July 24, 2019. <[https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/182\\_3109\\_facebook\\_complaint\\_filed\\_7-24-19.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/182_3109_facebook_complaint_filed_7-24-19.pdf)> 以下、本項の記述は、特に出典を示さない限り、この申立てに基づくものである。

(15) 訴訟手続又は正式事実審理(trial)に付随する事項について、両当事者の訴訟代理人によってなされる合意を意味する(「stipulation」田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.813.)。

(16) United States District Court for the District of Columbia, “United States of America v. Facebook Inc., Stipulated Order for Civil Penalty, Monetary Judgment, and Injunctive Relief,” Case No. 19-cv-2184, July 24, 2019. <[https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/182\\_3109\\_facebook\\_order\\_filed\\_7-24-19.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/182_3109_facebook_order_filed_7-24-19.pdf)>

(17) *ibid.*, p.2.

(18) 本稿では、Facebookのソーシャルグラフとアプリケーションとの間でデータのやり取りを行うために、Facebookに備えられている仕組みを指す(「グラフAPI」Facebookウェブサイト <[https://developers.facebook.com/docs/graph-api?locale=ja\\_JP](https://developers.facebook.com/docs/graph-api?locale=ja_JP)>)。ソーシャルグラフとは、人と人との関係を点(ノード)と線(エッジ)を用いて概念化したものである。

(19) Information Commissioner, *op.cit.*(7), p.11.

## (2) 「友達」データの利用に係る設定への案内の削除

2012年のFTCによる同意審決の後、Facebook社は、個人情報を「友達」がインストールしたアプリケーションによって取得されないようにする設定について、従来の「アプリケーション設定」の中に置くだけでなく、「プライバシー設定」の中にそのような設定がある旨の注意書を掲載していたが、同意審決の4か月後にこの注意書を削除した。

## (3) ホワイトリスト掲載開発者による「友達」データの収集の許容

Facebook社は、2015年4月までにアプリケーション開発者が「友達」のデータを収集できる仕組みは廃止されたと発表していた。しかし、その後も、2018年6月まで一部のアプリケーション開発者（「ホワイトリスト掲載開発者」（Whitelisted Developers））に対して、データの収集を許容し続けていた。

## (4) プライバシー・ポリシー等の実効性欠如

Facebook社は、アプリケーション開発者によるデータへのアクセスを承認するに当たって調査などを行っておらず、アプリケーション開発者はFacebookの利用条件等を順守することに同意する旨のチェックボックスにチェックするのみでよかった。また、アプリケーション開発者によるFacebookの利用条件等の順守確認についても適切に行われていなかった。Facebook社がアプリケーション開発者によるプライバシー・ポリシーの違反に対してとった措置の程度と措置が実施される時期については、アプリケーション開発者からFacebook社に提供される経済的利益が勘案されていた。

## (5) 電話番号の広告目的利用に関する開示

2015年11月から2018年3月にかけて、Facebook社は二要素認証<sup>(20)</sup>の導入のために電話番号の登録を促したが、登録された電話番号が広告目的に利用されることを適切に開示しなかった。

## (6) 顔認識技術に係る利用条件の適用

2010年に、顔認識技術を利用してFacebookに投稿した写真又は動画に写っている「友達」を識別し、タグ付けできるようにする「Tag Suggestions」サービスが開始された。これは、Facebookが利用者のプロフィールに掲載されている写真などから顔認識用のテンプレートを作成し、これにより特定の利用者の顔であることを識別するものである。利用者が「Tag Suggestions」設定において、既定の状態「友達」となっている部分を「No One」に変更すると、その利用者の顔認識用テンプレートは削除された。

2017年12月に、Facebook社は、「Tag Suggestions」設定に代わり、「顔認識」設定を導入した。これに合わせて、利用者がタグ付けされていないが利用者が写っていると思われる写真を知らせるフォトレビュー機能など新しい機能が加わった。これらは「顔認識」設定を「On」にすることにより適用されるものであり、2018年4月に改訂されたデータポリシーにおいてもそ

(20) Facebookにおいては、Facebookが認識していないブラウザ又は端末からアクセスしようとする場合に、パスワードのほか、登録された携帯電話番号にテキストメッセージとして送られるコードの入力等を求めること（「Facebookの二段階認証の概要としくみ」Facebookヘルプセンターウェブサイト <<https://ja-jp.facebook.com/help/148233965247823>>）。

のように説明されていた。しかし、2018年1月から4月にかけて行われた設定移行時に移行できなかった利用者が大量に発生しており、これらの利用者については、「顔認識」設定を「On」にしなくとも、従来の「Tag Suggestions」設定を「友達」のままにしておくことで、顔認識技術が適用されていた。これは、上記改訂後のデータポリシーに反するものであった。

## II 各国の対応

### 1 米国

#### (1) 法制度と執行機関

米国においては、連邦レベルの包括的な個人情報保護法は存在しない。個人情報保護に関する法執行についても、分野別に様々な機関が担当するが、事業者と消費者との関係における個人情報保護については、連邦取引委員会法第5条<sup>(21)</sup>の「商取引における又は商取引に影響を及ぼす不公正な又は欺まんの行為又は慣行」等の規定を根拠として、FTCが主導的な役割を担っている。

FTCは、違法な個人情報の取扱いに対する法執行について、大きな権限を有している。調査段階においては、対象者に宛てたアクセスレターにより任意の情報提供を求めるほか、民事調査請求(civil investigative demand)や召喚令状(subpoena)により文書提出等を求める権限に基づき強制的な調査を行うことができる。これらの調査の結果、不公正な又は欺まんの行為又は慣行があると信じるに足る理由がある場合には、対象者に対して申立てを発出することができる<sup>(22)</sup>。

申立ての後には行政審判の手續又は連邦裁判所での訴訟に移るが、プライバシーに関するほとんどの案件は、対象者との交渉を経て、和解的な同意協定(consent agreement)により解決する<sup>(23)</sup>。同意協定には、申立ての発出前に結ばれる非審判手續である同意審決に関する協定(consent order agreement)<sup>(24)</sup>と、審判手續の開始後に行われる同意協定和解(consent agreement settlement)<sup>(25)</sup>がある。審判手續では、FTC職員が提起担当官(complaint counsel)となり、行政法審判官(administrative law judge)<sup>(26)</sup>が判断を下す。行政法審判官は、聴聞の結果に基づき一次審決を示す。FTCは、一次審決に対する提起担当官又は対象者の異議申立てを受けて、最終的な決定及び命令を発出する<sup>(27)</sup>。同意審決など委員会の審決に違反した場合は、民事罰(civil penalty)の対象になり<sup>(28)</sup>、連邦裁判所での訴訟手續を経ることになる。

(21) 合衆国法典第15編第45条第a項(15 U.S.C. 45(a))。制定時の連邦取引委員会法(An Act To create a Federal Trade Commission, to define its powers and duties, and for other purposes, Sept. 26, 1914, ch.311, 38 Stat. 717)においては、第5条に当たる。

(22) Chris Jay Hoofnagle, *Federal Trade Commission Privacy Law and Policy*, New York: Cambridge University Press, 2016, pp.105-109. (日本語による同書の要旨として、クリス・フーフナグル(宮下紘ほか訳)『アメリカプライバシー法—連邦取引委員会の法と政策—』勁草書房, 2018, pp.268-270.)

(23) *ibid.*, p.111.

(24) 連邦規則第16編第2.31条(16 CFR 2.31)。同意審決に関する協定にはFTCの申立てが含まれる(連邦規則第16編第2.32条(16 CFR 2.32))。

(25) 連邦規則第16編第3.25条(16 CFR 3.25)

(26) 行政機関職員であるが、正式のヒアリング手續を主宰する専門家としての適格性を人事管理庁(Office of Personnel Management)に認められた者。詳細は宇賀克也『アメリカ行政法 第2版』弘文堂, 2000, pp.121-181 参照。

(27) 小向太郎「米国FTCにおける消費者プライバシー政策の動向」『情報通信政策レビュー』(ウェブ版)8号, 2014.4, p.3. <[https://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/icp\\_review/08/08-6komukai2014.pdf](https://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/icp_review/08/08-6komukai2014.pdf)>

(28) 合衆国法典第15編第45条第1項(15 U.S.C. 45(l))



## (2) 対応の経緯

FTCは、ケンブリッジ・アナリティカ事件に関する報道を受けて捜査を開始した。2019年7月24日には、Facebook社に対する民事罰等を求める訴えをコロンビア特別区裁判所に提起し、同日、同裁判所において同意命令<sup>(29)</sup>に合意した。また、同日に、コーガン氏<sup>(30)</sup>及びニクス氏<sup>(31)</sup>に対して同意審決を発した。また、同日に、CA社に対して申立て<sup>(32)</sup>を行ったことを公表した<sup>(33)</sup>。この申立てに対しCA社は反応しなかったことから、略式審判(summary decision)<sup>(34)</sup>の求めが提出され、これに対してもCA社は反応しなかったため、FTCは、同年11月25日に最終審決(final order)<sup>(35)</sup>を行った<sup>(36)</sup>。

## (3) 対応の内容

### (i) Facebook社

Facebook社に対しては、アプリケーション開発者による「友達」の個人データ取得をめぐる、2012年にFTCから同意審決<sup>(37)</sup>が出されていた。これは、アプリケーション開発者による「友達」のデータ取得が欺まんだものであることなど8点にわたり連邦取引委員会法第5条の違反が主張されたものである。2012年の同意審決は、①利用者の個人情報の収集、利用、第三者への提供等が行われる範囲について、明示的又は黙示的に不正確な情報を伝えないこと、②第三者との間で利用者が公開範囲を限定しているデータを共有する場合であって、その共有が利用者によるプライバシー設定により課された制限を超える程度に及ぶときは、明白かつ目立つ方法で利用者へ開示し、利用者の積極的な明示の同意を取得しなければならないこと、③利用者が個人情報等を消去した場合においては、法令上の要求等があるときを除き、消去から30日以内に、第三者が当該個人情報等にアクセスできないような措置をとること、④プライバシー・リスクを特定し、並びにプライバシー及び個人情報等の秘密の保護のために合理的に設計された包括的なプライバシー・プログラムを実施すること、⑤プライバシー・プログラムの順守に関し、専門家である第三者による評価を2年に1度行うこと、⑥プライバシー保護等

(29) United States District Court for the District of Columbia, *op.cit.*(16)

(30) Federal Trade Commission, "Agreement containing Consent Order as to Respondent Aleksandr Kogan, In the matter of Aleksandr Kogan, an individual, and Alexander Nix, Individually and as Chief Executive Officer of Cambridge Analytica, LLC., File Nos. 182 3106, 182 3107," July 24, 2019. <[https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/182\\_3106\\_accokogan.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/182_3106_accokogan.pdf)>

(31) Federal Trade Commission, "Agreement containing Consent Order as to Respondent Alexander Nix, In the matter of Aleksandr Kogan, an individual, and Alexander Nix, Individually and as Chief Executive Officer of Cambridge Analytica, LLC., File Nos. 182 3106, 182 3107," July 24, 2019. <[https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/182\\_3107\\_acconix.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/182_3107_acconix.pdf)>

(32) Federal Trade Commission, *op.cit.*(5)

(33) "FTC Sues Cambridge Analytica, Settles with Former CEO and App Developer," July 24, 2019. Federal Trade Commission website <<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2019/07/ftc-sues-cambridge-analytica-settles-former-ceo-app-developer>>

(34) FTC又は行政法審判官が、いずれかの当事者の求めを受けて、真正な争点がないと認めた場合に、ヒアリング手続を経ずに、最終の決定及び命令を発出する手続(連邦規則第16編第3.24条(16 CFR 3.24))。

(35) Federal Trade Commission, "Final Order, In the Matter of Cambridge Analytica, LLC, a corporation., Docket No. 9383," November 25, 2019. <[https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/d09389\\_comm\\_final\\_orderpublic.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/d09389_comm_final_orderpublic.pdf)>

(36) Federal Trade Commission, "Opinion of the Commission, In the Matter of Cambridge Analytica, LLC, a corporation., Docket No. 9383," November 25, 2019. <[https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/d09389\\_comm\\_final\\_opinionpublic.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/d09389_comm_final_opinionpublic.pdf)>

(37) Federal Trade Commission, "Decision and Order, In the matter of FACEBOOK INC., a corporation. Docket No. C-4365," July 27, 2012. <<https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/cases/2012/08/120810facebookdo.pdf>>

に関する書類を保管し、要求に応じて FTC に検査のため提供すること等を命ずるものであった。

2019年の同意命令は、次の点を2012年の同意審決への違反であるとした。①利用者がデータのプライバシーを制御できる範囲及び Facebook 社が利用者データを第三者に利用可能とする範囲に関する不正確な情報伝達、並びに②合理的なプライバシー・プログラムを実施し、維持することを怠ったことである。①について、具体的には、プライバシー設定により利用者がプライバシーを制御できると表示していたが、実際には第三者への提供はプライバシー設定では制限できなかったこと、2014年8月に Facebook 社が第三者から「友達」のデータへのアクセスはもはや許容されないと述べたにもかかわらず、多数の第三者からのアクセスが許容され続け、また、ホワイトリスト掲載開発者が「友達」のデータにアクセスできるようにし続けたこと、及び顔認識技術の適用に関し改訂されたデータポリシーに反する方式がとられ続けたことが挙げられている。これらに加えて、電話番号の登録を促したが、電話番号が広告目的に利用されることを実効的に開示しなかったことについて、連邦取引委員会法第5条の違反であるとした。

この同意命令では、Facebook 社に50億ドルの制裁金を課したほか、2012年の同意審決を修正し、新たな制限事項を加えた。また、Facebook 社のプライバシーに関する体制の強化を求めた。加えられた制限事項には、①アカウントのセキュリティのために提供された電話番号を広告の目的で使用せず、第三者との共有もしないこと、②第三者のアプリケーション等において利用者パスワードの入力を求めず、利用者パスワードの保管やインターネット等による転送の際に暗号化を行うことなど個人情報及び利用者パスワードのセキュリティを維持すること、③顔認識テンプレートに関し、適用及び共有の範囲の利用者に対する明確な開示並びに利用者の積極的な明示の同意の取得がない場合には、新しく顔認識テンプレートを作成せず、既存の顔認識テンプレートを削除すること等がある。特に2012年の同意審決において定められた包括的プライバシー・プログラムの実施、評価等のプライバシーに関する体制については、更に詳細な規定に改められた。具体的には、役員会レベルに独立プライバシー委員会を設けること、独立プライバシー委員会の承認を得てコンプライアンス担当役員 (Compliance Officer) を指名し、コンプライアンス担当役員は包括的プライバシー・プログラム及びこの同意命令の順守に関する認証を FTC に提出すること、外部評価の際には評価者が独自に事実収集を行い、四半期ごとに独立プライバシー委員会に直接報告すること等が新しく加えられた。

## (ii) CA 社関係

CA 社に対する最終審決と共に発出された FTC 意見書 (Opinion of the Commission) では、① GSRApp が、利用者からの承認を得る際に、個人を識別できる情報を収集しないと述べたにもかかわらず、利用者 ID を含む利用者を特定できる情報を収集していたこと、② 2018年11月27日まで EU・米プライバシー・シールド<sup>(38)</sup>に参加していると公表していたが、2018年5月以後は参加に係る認証が更新されていなかったこと、及び③ EU・米プライバシー・シールド

(38) EUと米国の間で2016年に合意されたデータ移転に関する枠組み。米国企業のプライバシー諸原則に関する自己認証の制度に基づき、米国商務省の認証リストに掲載された認証企業に対して、一定の条件の下で EU からの個人データ移転を認めるもの (宮下紘「EU-US プライバシーシールド」『慶應法学』36号、2016.12, pp.145-179; 杉本武重、イツィック・ベニズリ「欧州委員会による EU - 米国プライバシー・シールドの採択」『国際商事法務』44巻8号、2016.8, pp.1261-1263)。

から離脱したときは、参加期間中に受領した個人情報について、EU・米プライバシー・シールドの原則を継続して適用することを商務省に確言しなければならないが、それをしていなかったことが連邦取引委員会法第5条に定める「外国の商行為に関する欺まんの行為又は慣行」に当たるとされた<sup>(39)</sup>。最終審決は、この違反に対する措置として、①個人情報等に関する不正確な情報伝達の禁止、②EU・米プライバシー・シールド等への参加に関する不正確な情報伝達の禁止、③EU・米プライバシー・シールドに加入している間に受領したEU居住者からの個人情報を保有し、又は管理することの禁止、④GSRAppによって収集した個人情報等の消去等をCA社に求めた。

コーガン氏及びニクス氏に対する同意審決は、前述したCA社に対するFTC意見書の①に相当する、GSRAppが個人を識別できる情報を収集しないとしながら、それに反した行為を行っていた点に関して、両氏が個人的にも関与していたと認定した上で、連邦取引委員会法第5条に定める「外国の商行為に関する欺まんの行為又は慣行」に当たると認め、①個人情報等に関する不正確な情報伝達の禁止、②GSRAppによって収集した個人情報等の消去、③命令の履行状況等の報告等を求めるものである。

## 2 英国

### (1) 法制度及び執行機関

英国の包括的な個人情報保護法制としては、2018年データ保護法(Data Protection Act 2018 (c.12))がある。ただし、2018年データ保護法施行前の事案については、その前身の1998年データ保護法(Data Protection Act 1998 (c.29))が適用される。同法附則1は、同法の根幹となる8つのデータ保護原則(Data Protection Principles)を定めている。また、同法第6条第1項は、情報コミッショナーの設置を定めており、情報コミッショナーは、同法に定める強制措置である強制是正通知(enforcement notice. 同法第40条)、制裁金通知(同法第55A条)等を執行するほか、立入検査権(同法第50条及び附則9)を有する。強制是正通知の不履行は、刑罰の対象となる(同法第47条第1項)。

制裁金通知の規定は、2010年に同法に追加されたものである。制裁金通知の発出の要件は、①データ管理者(data controller)<sup>(40)</sup>によるデータ保護原則のいずれかに対する深刻な違反があり、②その違反が重大な損害又は重大な苦痛を引き起こすようなものであり、かつ、③違反が故意に行われたこと、又はデータ管理者が、違反が起こる危険性があること及びその違反が重大な損害又は重大な苦痛を引き起こすようなものであることを知っていたか、知るべきであったにもかかわらず、その違反を防止する合理的な手段を取らなかったこととされている(同法第55A条)。制裁金通知を発出するためには、事前にデータ管理者に対し、制裁金の金額を明記した意向書(notice of intent)を送付しなければならない。データ管理者は、これに対して、情報コミッショナーの最終決定において考慮される回答書面を作成することができる(同法第55B条)。データ管理者は、制裁金通知について不服がある場合、行政審判所(Tribunal)に申し立てることができる(同条)。

(39) Federal Trade Commission, *op.cit.*(36), pp.11-14.

(40) 個人データが処理され、又は処理されようとする目的及び態様を決定する者をいう(1998年データ保護法第1条第1項)。

## (2) 対応の経緯

英国においてCA社が注目されたのは、CA社がEU離脱に関する国民投票の選挙運動における有権者のマイクロ・ターゲティングに関与していたことが2017年に報じられたことが端緒である。この報道を受けて、情報コミッショナーは、2017年3月に政治過程におけるデータ分析のリスクについて審査を始めると述べ、同年5月には正式な調査に着手した。調査は、多くの関係者が世界中の議会やメディアの場で公開の証言を行うという異例の展開を見せ、40人の調査員を投入する大規模なものとなった<sup>(41)</sup>。

調査の結果、情報コミッショナーは、CA社に対して、米国に居住する学者からの自己情報開示請求の順守を命ずる強制是正命令を2018年5月4日に発したが、履行期限である同年6月3日までに命令は履行されなかった。情報コミッショナーは、この不履行について、ヘンドン治安裁判所(Hendon Magistrates' Court)に提訴し、2019年1月にCA社に対して15,000ポンドの罰金を科す決定がなされた<sup>(42)</sup>。また、Facebook社に対しては、2018年6月19日に制裁金に関する意向書を送付した。同年8月18日に同社からの回答書面が提出され、これを考慮して、同年10月24日に同社に対する制裁金通知を決定した<sup>(43)</sup>。Facebook社は、この制裁金通知について、同年11月21日に総合的規制室(General Regulatory Chamber)に対し不服申立てを行った。この不服申立てについては、2019年10月30日に、情報コミッショナーとFacebook社の間で、同社は、制裁金50万ポンドを支払うが、制裁金通知に関連する責任は認めないとする内容の和解が成立したことが公表された<sup>(44)</sup>。

## (3) 対応の内容

Facebook社及びFacebookアイルランド社<sup>(45)</sup>に対する制裁金通知は、両社が1998年データ保護法附則1の第1データ保護原則を侵害し、不公正に個人データを処理し、また、同附則の第7データ保護原則を侵害し、個人データの許可を得ない処理又は違法な処理に対して適切な技術的及び組織的措置をとることを怠ったとして、1998年データ保護法の下での制裁金の上限<sup>(46)</sup>である50万ポンドの制裁金を課すものである。

第1データ保護原則は、個人データは、公正かつ適法に処理するものとし、一定の条件に合致しない場合には処理してはならないと定めている。第1データ保護原則に違反するとされた行為は、「友達」に許諾を求めることなく「友達」のデータを収集するような方法でアプリケーションを運用することを許し、このようなデータ収集を防止しようとしなかったことである。さらに、このデータ処理は同意に基づくものだと主張されているが、後述するEUのデータ保

(41) Information Commissioner's Office, *op.cit.*(3), pp.14-15.

(42) "SCL Elections prosecuted for failing to comply with enforcement notice," 9 January 2019. Information Commissioner's Office website <<https://ico.org.uk/about-the-ico/news-and-events/news-and-blogs/2019/01/scl-elections-prosecuted-for-failing-to-comply-with-enforcement-notice/>>

(43) Information Commissioner, *op.cit.*(7), p.2.

(44) "Statement on an agreement reached between Facebook and the ICO," 30 October 2019. Information Commissioner's Office website <<https://ico.org.uk/about-the-ico/news-and-events/news-and-blogs/2019/10/statement-on-an-agreement-reached-between-facebook-and-the-ico/>>

(45) Facebookアイルランド社は、英国を含むEUにおけるFacebook利用者に係るデータ管理者であるとされる(Information Commissioner, *op.cit.*(7), p.3)。

(46) 2010年データ保護(制裁金)(制裁の上限及び通知)規則(Data Protection (Monetary Penalties) (Maximum penalty and Notices) Regulations 2010 (S.I. 2010 No.31) 第2条により、50万ポンドと定められていた。

護指令<sup>(47)</sup>における「同意」の定義を参照して、無効であるとする。

第7データ保護原則は、個人データの許可を得ない処理又は違法な処理及び個人データの偶発的な消失若しくは滅失又は損傷に対して適切な技術的及び組織的手段をとるものとして定めている。第7データ保護原則に違反するとされた内容は、GSR社による個人データの違法な取得について、アプリケーションの利用条件がFacebookのプラットフォーム・ポリシーに合致するかどうかの調査をせず、利用条件の内容を監視するためのシステムも構築しなかったこと、アプリケーションがプラットフォーム・ポリシーに合致して運用されているかどうかを監視する手段を講じなかったことが挙げられている。

Facebook社は、これに対し、英国のFacebook利用者の情報がCA社、コーガン氏等に共有されたという証拠が示されていない、電子メールやメッセージの扱いについて送信先の同意まで必要とすることはインターネットの利用に重大な影響を引き起こすなどとして、不服を申し立て<sup>(48)</sup>、(2)のとおり、情報コミッショナーとの間での和解に至っている。

### Ⅲ 論点

#### 1 利用条件の提示と同意の取得

##### (1) 問題の所在

今回の事案において、直接に問題となったのは利用者がインストールしたアプリケーションによって、アプリケーションをインストールしていない「友達」の個人データがアプリケーション開発者に収集されたことである。

Facebookには、「友達」としての個人データの収集をアプリケーション開発者に許可しないことを利用者が選択する仕組みが備わっていた。Facebook社は、この仕組みによって、個人データ収集を排除することができることを主張している。一方で、データの公開範囲を設定する際に使用する「プライバシー設定」ではこのような排除を行うことはできず、「友達」がインストールしたアプリケーションの開発者による個人データの収集があり得ることは利用者に十分に知らされていなかった。事前の情報提供が不十分であり、所在が分かりにくいチェックボックスにチェックしなかったことをもって、個人情報の利用の根拠となり得る有効な「同意」があったといえるだろうか。

##### (2) 「同意」の位置付け

各国の個人情報保護法制においては、個人に個人情報の処理の目的などの情報を「通知」し、これに対し当該個人が同意するかどうかを「選択」する機会を与えることを重視する「通知・選択アプローチ」の考え方が重視されている<sup>(49)</sup>。

例えば、日本の「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」)においては、個人情報の第三者提供の際には、原則として本人の同意が必要とされており(第23条第1項)、この同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等

(47) Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data.

(48) “Facebook to lodge appeal against ICO’s £500,000 fine,” *Guardian*, 2018.11.22.

(49) 松前恵環「個人情報保護法制における「通知・選択アプローチ」の意義と課題」『InfoCom review』72号, 2019, p.30.

に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならないこととされている<sup>(50)</sup>。

このような選択の前提となる情報の提示が実効的に行われているかどうかについては、消費者の多くが実際にプライバシー・ポリシーを読んでいないといった調査によって、強い疑義が呈されており、「通知・選択アプローチ」は破綻しているとする意見もある。一方で、例えば、FTCは、事業者に対して、明確、簡潔かつ標準化されたプライバシーに関する説明を求めており、アイコンの使用などアーキテクチャの諸要素を考慮した法執行を試みていることが指摘されている<sup>(51)</sup>。

### (3) 各国の対応

英国の情報コミッショナーは、Facebookの利用者が個人データ収集を排除できるのにしなかったことを同意とみなすとしても、それは無効なものであると判断した。この判断において参照したデータ保護指令第2条(h)は、「同意」の定義について次のように規定する。「[データ主体の同意]とは、データ主体が自らに関連する個人データが処理されることへの同意を表明する、自由に与えられる(freely given)特定の(specific)、かつ情報に基づいた(informed)意思の表示を意味する。」情報コミッショナーは、Facebook社の主張する同意は、これらの要件に合致しないと判断した。「友達」としてデータを収集されることやそれを防ぐ手段を適切に知らせていなかったこと、アプリケーションが個人データにアクセスする前に、利用者に対して、データへのアクセスについて知らせ、これに同意を与えるか否かを選択する機会を与えるべきだったのにしなかったこと、アプリケーションがメッセージの情報を収集していることがメッセージの送信先である利用者に知らされていなかったことを具体的に挙げて、情報コミッショナーは、同意が無効であり、これらの個人データの処理には法的根拠がないと述べている<sup>(52)</sup>。なお、2018年5月から適用されたEU一般データ保護規則(General Data Protection Regulation: GDPR)<sup>(53)</sup>においては、同意はより厳密に定義されており(第4条第11項)、同意が電子的手段により求められる場合に、その求めは、同意の対象となるサービスの利用に関して、明確であり、簡潔であり、かつ、不必要に混乱させるものであってはならないとされている(前文第32項)。

米国のFTCは、2012年の同意審決に関する申立てにおいて、利用者が「プライバシー設定」の中でデータの公開範囲を「友達限定」又は「友達の友達」等に限定したとしても、第三者がデータにアクセスできたことについて、公開範囲に関する設定に「誤った又は誤導的な表現」があるとして、このプライバシー設定を「欺まんの」であると判断している<sup>(54)</sup>。FTCの法執行については、「通知」及び「選択」の内容や態様に関する法執行を積極的に行うことで「通知・

(50) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」2016.11(2019.1一部改正), p.45.

(51) 山本龍彦「インターネット時代の個人情報保護—実効的な告知と国家の両義性を中心に—」『慶應法学』33号, 2015.10, pp.182-191.

(52) Information Commissioner, *op.cit.*(7), pp.15-17.

(53) Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)

(54) Federal Trade Commission, "Complaint, In the matter of Facebook Inc., a corporation, Docket No. C-4365," 27 July 2012, pp.4-7. <<https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/cases/2012/08/120810facebookcmpt.pdf>>

選択アプローチ」の改善を目指しているとの分析がある<sup>(55)</sup>。本件に係る判断も、「通知」の態様に関する法執行の一つに当たると考えられる。

日本の個人情報保護法制では、個人の同意について、法律上の定義はなく、個人情報保護委員会が定めるガイドラインにおいて「本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう」とされており、同意を得るに当たっては、「事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない」とされている<sup>(56)</sup>。同意の定義自体には、本人が必要な情報を与えられているか、特定性があるか、自由になされたものであるかといった要件は明示されていない。

## 2 プロファイリングと推論されたデータの扱い

### (1) 問題の所在

CA社とGSR社は、収集したデータにより、その個人がどのようなパーソナリティであるかを推論するアルゴリズムを作成した。推論されたパーソナリティの情報は、選挙運動のために用いることを目的としていた（I1参照）。

個人データの自動的な処理により、個人に関する分析又は予測を行うことは、GDPRにおいて、「プロファイリング」と呼ばれている。プロファイリングについては、教育分野において生徒個人に適した教育を行うことや、金融分野において専門職の資格、家賃地代の支払状況、車両の所有等のデータが考慮されることによりこれまで与信を受けられなかった者が受けられるようになることなど、社会的な効用があると考えられている<sup>(57)</sup>。その一方で、プライバシー権の侵害、内心の自由の侵害、選挙権の侵害、平等原則・個人の尊重原理との抵触などの弊害が指摘されている<sup>(58)</sup>。GDPRは、第21条においてダイレクトマーケティング目的の個人データ処理（プロファイリングを含む。）について異議申立権を認めているほか、第22条において、自らに関する法的効果を生み出し、又は同様に重大な影響をもたらす、プロファイリングを含む専ら自動処理に基づく決定をされない権利を認めている。また、第15条第1項(h)では、プロファイリング等の存在や関連する論理についての有意義な情報等へのアクセス権が認められている。

### (2) 各国の対応

これまで英国においてとられた措置は、GDPRが施行される前の行為を対象としているため、これらの規定の適用について触れていない。なお、2018年7月の議会に対する報告書において、情報コミッショナーは、個人に関するデータ分析から推論されたデータ（inferred data）の情報は、個人の関心及び嗜好についての仮定に基づき、特定の個人に帰属するものであるとの見解を示し、データ保護法制の適用対象とするように求

(55) 松前 前掲注(49), pp.30-46.

(56) 個人情報保護委員会 前掲注(50), p.24.

(57) Federal Trade Commission, *Big Data: A Tool for Inclusion or Exclusion?: Understanding the Issues*, 2016.1, pp.5-8.  
<<https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/big-data-tool-inclusion-or-exclusion-understanding-issues/160106big-data-rpt.pdf>>

(58) 山本龍彦「ビッグデータ社会とプロファイリング」『論究ジュリスト』18号, 2016夏, pp.34-44; パーソナルデータ+α研究会「プロファイリングに関する提言案付属中間報告書」『NBL』1137号, 2019.1.1, pp.68-70.

めた<sup>(59)</sup>。2019年2月の英国議会下院デジタル・文化・メディア・スポーツ委員会の報告書も、特定の目的のために提供した情報が自分たちについての情報を他の目的で推論するために使われていることを明らかにされるべきだとして、これを支持している。なお、同報告書は、GDPRを含む現行法制においては、「推論されたデータ」自体は保護の対象ではないとしている<sup>(60)</sup>。

米国においては、FTCが、コーガン氏及びニクス氏に対する同意審決並びにCA社に対する申立ての中で、Facebookから取得した情報だけでなく、全部又は一部について当該情報を起源とするアルゴリズム又は方程式(equations)を含むあらゆる情報及び成果物の消去又は破壊を命じている<sup>(61)</sup>。また、FTCは、ビッグデータに関する報告書を2016年に発行している。この報告書は、ビッグデータは様々な要素の集合であると述べ、その要素の一つとして、データを分析し、そのつながりを描き、推論し、予測する強い能力を挙げている<sup>(62)</sup>。また、データの利用による利点とリスクを述べた上で、ビッグデータの利用の態様によっては連邦取引委員会法第5条の違反に当たる可能性があることが指摘されている<sup>(63)</sup>。

日本においては、プロファイリングによって要配慮個人情報を推論し、生成することが個人情報の保護に関する法律第17条第2項の「取得」に該当するかどうかについて、学説上の議論がある<sup>(64)</sup>。個人情報保護委員会が2019年12月に取りまとめた「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」では、「昨今の急速なデータ分析技術の向上等を背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながる懸念される個人情報の利用の形態」がみられるようになったことへの懸念に対応し、「個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化」することとしている<sup>(65)</sup>。

## おわりに

ケンブリッジ・アナリティカ事件においては、CA社によるプロファイリングに対し、どのように向き合うかといった新しい課題が提起される一方で、個人情報に関する同意の取得という個人情報保護の基礎となる部分において大規模SNS事業者の実践が適正であったかどうかという基本的な課題がなお追求されるべきであることが明らかになった<sup>(66)</sup>。新しい技術への対処に当たっては、新規の措置を講ずるだけでなく、既存の基礎概念の在り方自体についても問い直す必要がある。

(かわにし あきひろ)

(59) Information Commissioner's Office, *Democracy disrupted?: Personal information and political influence*, 11 July 2018, pp.30-31. <<https://ico.org.uk/media/action-weve-taken/2259369/democracy-disrupted-110718.pdf>>

(60) House of Commons Digital, Culture, Media and Sport Committee, *Disinformation and 'fake news': Final Report: Eighth Report of Session 2017-19*, 2019.2.18, pp.17-18. <<https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmccumeds/1791/1791.pdf>>

(61) Federal Trade Commission, *op.cit.*(5), pp.12-13; *idem*, *op.cit.*(30), p.6.; *idem*, *op.cit.*(31), p.6.

(62) Federal Trade Commission, *op.cit.*(57), p.1.

(63) *ibid.*, pp.5-12, 21-23.

(64) パーソナルデータ+α研究会 前掲注[58], p.69.

(65) 個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」2019.12.13, p.16. <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200110\\_seidokaiseitaiko.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200110_seidokaiseitaiko.pdf)>

(66) 「同意」に関し、特に日欧間の制度に差異があることについて指摘したものとして、加藤尚徳「同意はプライバシー保護の女王か?」『日本セキュリティ・マネジメント学会誌』32巻2号, 2018.9, pp.25-29; 石井夏生利「EUデータ保護関連法の「同意」概念」『Nextcom』38巻, 2019夏, pp.33-41.